

## 国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

記

### 1 媒介業務の対象となる国有財産

物件番号	所在地	登記地目	構造	数量	都市計画上の制限等	売却価格
2302	愛媛県新居浜市観音原町甲 902 番 2	宅地	—	277.90 m <sup>2</sup>	非線引都市計画区域 (用途白地)	¥696,000—
2303	愛媛県伊予市上吾川字十合甲 1682 番 1	宅地	—	1091.29 m <sup>2</sup>	市街化調整区域 (指定なし)	¥8,110,000—
2304	愛媛県四国中央市金生町下分字川関 273 番 1	宅地	—	140.84 m <sup>2</sup>	非線引都市計画区域 (一種住居)	¥1,960,000—

(注) 上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

### 2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関であって、宅地建物取引業法第 2 条第 2 号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

### 3 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

### 4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から 3 か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。

なお契約の締結は、契約書に定める約定報酬額に対する予算の措置がなされた日以降に行うものとする。

### 5 媒介契約の内容

一般媒介契約書（案）のとおり。

## 6 申込方法

媒介業務に申し込むために必要な(1)の書類を、(3)に示すいずれかの方法により(2)宛に提出するものとする。

### (1) 提出書類

- ① 国有財産媒介申込書 1部
- ② 法第6条の規定により交付された免許証（写） 1部

### (2) 申込書等の提出先

四国財務局松山財務事務所管財課

所 在 地：愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階

電話番号：089-941-7185

### (3) 提出方法

#### ① 受付期間

令和6年4月1日（月）から令和6年5月24日（金）まで。

#### ② 持参による提出

持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、8時30分から12時、13時から17時15分まで（土・日曜日及び祝日を除く。）とする。

#### ③ 郵送による提出

郵送により申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記(2)の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法によるものとする。

#### ④ 上記②、③以外の方法による提出を希望する場合には、下記8の問い合わせ先に連絡すること。

## 7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

## 8 問い合わせ先

四国財務局松山財務事務所管財課

所 在 地：愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階

電話番号：089-941-7185

以上公告する。

令和6年2月16日

分任支出負担行為担当官 四国財務局松山財務事務所長 宮本 克久